公益社団法人　東納税協会

第１回「“税„ミナールクイズ」答え

解答	問-１	③	令和5年10月1日							
	問-２	②	適格請求書(インボイス)では、適用開始日以降、税率ごとに区分した対価の額と適用税率に加え、消費税額等が必要。税務署長の登録を受けた「登録番号」も必須である。							
	問-３	③	課税事業者となるのは、「登録日(令和５年10月１日)」であり、この日を含む事業年度(消費税の納税義務は同日以降)から、申告義務が生じる。							
	問-４	②	適格請求書等保存方式では、所定の事項が記載された帳簿又は適格請求書のいずれかを保存しておけば、仕入税額控除は可能。							
	問-５	②	令和１１年9月30日までは、一定期間・一定割合の仕入税額控除が認めるよ う、経過措置が取られている。							
	問-６	①	×	②	○	③	×	④	×	⑤	×
		⑥	×	⑦	○	⑧	×	⑨	×	⑩	×

お疲れ様でした！
当選者の発表は、記念品の
発送をもって代えさせていただきます。